

2 川崎市子どもの権利委員会の答申・意見

I 子どもの成長に応じた育ちの支援について（答申）〈抜粋〉（平成28年3月）

【答申における視点】

◎ 子どもの各成長段階における課題に着目

子どもの成長段階に応じて、妊娠・周産期、就学期、思春期、青年期の4つに分け、それぞれの時期における子どもに固有の課題に着目した。そのなかで、生まれる子どもと親に対する支援、青年期の子どもに対する支援について、子どもの権利保障の観点から重点的に検証を行った。

◎ 子どもの成長段階の「移行期」における切れ目のない支援に着目

乳幼児期から就学期、思春期、青年期、それぞれへの移行期に着目し、子どもが抱える課題が引き継がれ、切れ目のない支援が行われることを重視した。

【子どもの成長に応じた育ちの支援についての提言】

1 生まれる子どもと親支援

- (1) 妊娠・出産の相談の充実と母子保健・学校の連携による性と命の教育機会の創出
- (2) 育児に関する情報発信と支援の充実
- (3) 川崎市版「ネウボラ¹⁸」の実現と妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援の実施
- (4) 要保護児童対策地域協議会の仕組みの検証と整備

2 就学期の子どもの支援

- (1) いじめ防止に関する実践的な教職員研修の継続的な実施
- (2) 不登校対策におけるフリースクール等との連携
- (3) 児童支援コーディネーターの配置の拡充
- (4) 幼保小連携による切れ目のない支援の実施

3 思春期の子どもの支援

- (1) 思春期相談の窓口の利便向上と養護教諭・スクールカウンセラーの活用
- (2) 思春期の課題についての教職員研修の実施
- (3) 自己の心身への知識や他者尊重の視点での性教育の実施
- (4) 性的マイノリティに対する理解を促進する取組の実施

4 青年期の子どもの支援

- (1) 青少年の多様な意見を生かすための社会参加活動の支援
- (2) 自立及び居場所支援としての学習支援事業、就労支援事業の拡充
- (3) 選挙権年齢引き下げを踏まえた主権者教育の実施

¹⁸ ネウボラ：フィンランド語で「助言の場」を意味する子育て支援制度。妊娠、出産から子育てまで切れ目なく継続的に支援を行う。

II 第5次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見〈抜粋〉

(平成28年7月)

(1) 計画策定にあたって

子どもの権利条例は、川崎の子どもたちがよりいっそういきいきとすごせるよう、子どもに関わる具体的な施策等の総合的な指針・理念となるべきものである。子ども・若者施策に関わる他の条例・施策に対しても、規範的な意義を強く持つといてもいい。近年、「子どもの貧困」「虐待・いじめ防止」に対する社会的関心は高く、関連施策にも大きな影響を与えている。そうしたなかであって、子どもに関わる諸施策、検証の役割はいっそう重要性を増している。

(2) 子どもの権利をめぐる課題

① 条例および子どもの権利に関する意識の普及について（条例第6条関連）

条例への関心を高めるために、あらゆる機会をつかって広報に努めるとともに、併せて施策の展開・推進時には条例の内容に即して、それらが子どもの環境や成長と密接なことをあらためて確認できる工夫が求められる。

② 子どもの養育の支援について（条例第18条関連）

「子どもの貧困」問題は、子育て中の親支援の必要性とともに、子どもの成長・発達と密接に関わる問題であることを広く社会的に共有する必要がある。この問題は「子どもの権利を守る取り組み」にも関わっており、実情を踏まえた検討が求められる。

③ 児童虐待について（条例第19条関連）

児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応の取り組みとあわせ、児童相談所（こども家庭センター）等の人材育成や十分な態勢がとれているか検証しつつ、その計画の策定が求められている。

④ いじめについて（条例第24条関連）

いじめが人間の尊厳を深く傷つける問題であることを子ども自身が知る機会を設けるとともに、大人の対応のあり方とも深く関わっており、未然防止と早期発見・早期対応への取組を一層すすめるべきである。

⑤ 子どもの居場所について（条例第27条関連）

子どもにとって安心して過ごせる居場所（時間、空間）は、自分をとりもどし、育む空間である。子どもの居場所の大切さを子どもの権利との関わりから再確認するとともに、子どもの生活のさまざまな場面での居場所を考えることが求められる。

⑥ 子どもの参加・意見表明について（条例第29条関連）

子どもに関わる政策・施策、手続きに、子どもが関わることの大切さを子どもや大人が自覚できる機会をつくることが求められる。そのためにも、子どもの参加・意見表明を促進する具体的な取組について、様々な機会に意見聴取することも検討すべきである。

⑦ 相談・救済について（条例第35条関連）

子どもが相談しやすい環境を創るために、定期的に実情を検証することが求められる。また、子どもの居場所に関わって、子どもとふれあう機会のなかで子どもの相談や悩みを受け

止めることも考えられる。子ども施策の全体的な検討のなかで再確認してもいいのではないか。

(3) 施策体系について

現行の第4次行動計画において体系を大きく変更したばかりでもあり、第5次計画もその枠組みで進めるとともに、基本理念、基本目標も踏襲するべきである。

(4) 重点施策について

① 子どもへの切れ目のない支援の取組

権利委員会では、答申「子どもの成長に応じた育ちの支援について」において、子どもの各成長段階での切れ目のない支援を行うことを提言した。生まれる前を含めて、乳幼児期、就学期、思春期、青年期などの子どもの各成長段階において、それぞれに子どもが抱える課題を見据えながら、切れ目ない支援を行うための取組を進める必要がある。

② 困難を抱える子どもを支援する取組（条例第18・19・20・23・24条関連）

「川崎市子ども・若者ビジョン」の基本的な方向性の1つに「困難を抱える子ども・若者の支援」とある通り、児童虐待やいじめの未然防止と早期発見・早期対応、不登校の子どもへの支援、子どもの貧困への対応など、自分自身では解決できないような困難な状況に陥った子どもに対する適切な支援を行うことが求められる。

③ 子どもの居場所を支援する取組（条例第27条関連）

「子どもの居場所」は、子どもが安心できる場（自分でいられる）であるとともに、地域の中で大人や他の子どもたちとの「関係を安心してあらたに生み出す場」ともいえる。

2015（平成27）年2月に発生した中学生死亡事件において、その再発防止策として子どもの居場所の支援の必要性が指摘されており、第4次行動計画において「居場所を失った子どもへの支援」を重点施策にした点は核心をつくものだった。しかし、主に不登校を念頭においた従前の取組から、一歩進める必要がある。

(5) 推進体制について

こども未来局の新たな設置は、子どもの権利に関する行動計画を推進する体制として、きわめて大きな意義を持つと思われる。政策立案・推進の理念、根拠規範として、子どもの権利条例がもつ意義を市全体で再確認する機会を定期的に持つことが、子どもの権利保障の総合性およびその推進体制を確認する機会ともなるのではないだろうか。

また、子どもの権利保障の促進は、地域の多様な人々との関係作り（連携）とも密接であることから、PTA、地域教育会議等、子どもを守り育てていく役割を持った既存の組織・団体等との協働の活性化を図ることも不可欠である。